

石川県エコ農業推進団体認定要領

制 定 平成 24 年 7 月 13 日農安第 760 号
一部改正 令和 3 年 4 月 1 日生流 2105 号

第 1 目的

農業が将来にわたってその多様な機能を発揮していくためには、環境と調和した持続的な農業生産を行っていくことが重要である。

このため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 110 号。以下「法」という。）に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入指針」（以下「県指針」という。）を策定し、これに沿った農業生産（以下「エコ農業」という。）を実施する農業者を個別に認定し、エコ農業を推進しているところであるが、さらにエコ農業の取り組みを拡大するため、エコ農業を推進し実施する農業者の団体（以下「エコ農業推進団体」という。）を認定・支援する。

第 2 エコ農業推進団体の認定

1 認定対象団体

この要領の対象となる団体とは、3 戸以上の農業者によって組織され、共同で集荷・販売を実施する団体で、規約等が整備されているもの（以下「対象団体」という）をいう。

2 エコ農業推進団体の認定申請

エコ農業を推進し実施するとともに、エコ農業で生産された農産物（以下「エコ農産物」という。）の販売を行おうとする対象団体は、次の書類を作成し、農林総合事務所を經由して知事に提出し、エコ農業推進団体として認定を受けることができる。

- (1) エコ農業推進団体認定申請書（別紙様式第 1 号）
- (2) 県指針に基づくエコ農業を積極的に推進し、実施する旨の宣言書（別紙様式第 2 号）
- (3) エコ農業を実施する農作物のエコ農業栽培体系（別紙様式第 3 号、作型ごとに作成する）

3 エコ農業推進団体の認定

知事は、2 で提出された書類を審査し、次の基準をすべて満たしている場合には、エコ農業推進団体に認定し、認定証を交付し（別紙様式第 4 号）、その内容を公表するものとする。

- (1) エコ農業を実施する農作物のエコ農業栽培体系が県指針に照らし適切なものであること
- (2) 当該団体が、宣言書の内容を実施することが確実であると見込まれること

4 認定内容の変更

- (1) エコ農業推進団体は、団体の代表者及び構成員に変更があった場合は、変更届（別紙様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- (2) エコ農業推進団体は、エコ農業栽培体系を変更しようとするときは、変更届（別紙様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- (3) エコ農業推進団体は、農作物の追加及び、認定された農作物を変更しようとするときは、別紙様式第 6 号により知事の認定を受けなければならない（作型の追加・変更を含む）。

- (4) 知事は、(2)で提出された変更届を審査し、内容が適切であると認めるときは、その旨、別紙様式第7号によりエコ農業推進団体に通知するものとする。
- (5) 知事は、(3)の変更申請があったときは、3の「エコ農業推進団体の認定」に準じて審査し、適切であると認めた場合は、変更後の認定証を再交付するものとするとともに、エコ農業推進団体に既存の認定証を返納させるものとする。

5 認定の取り消し

知事は、エコ農業推進団体が認定内容にしたがってエコ農業を実施していないと認められる場合は、その認定を取り消すことができる。

6 認定の取り下げ

エコ農業推進団体は、認定内容にしたがったエコ農業を実施できなくなった場合は、別紙様式第8号により認定を取り下げることができる。

第3 エコ農業推進団体への支援

- 1 農林総合事務所は、エコ農業推進団体が実施するエコ農業栽培体系の作成について指導・助言を行うとともに、その実施について技術指導につとめる。
- 2 エコ農業推進団体が認定を受けたエコ農業栽培体系にしたがって生産したエコ農産物を、消費者に周知し、その販売の促進を図るため、その表示に関し必要な事項を別に定める。

第4 実施状況の報告

知事は、必要に応じて、エコ農業推進団体に対し、エコ農業の実施状況について報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

附則 この要領は、平成24年7月13日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。